



福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

デザインガイドライン



目次

第1章	福岡市景観デザインガイドラインとは	01
	1 はじめに	01
	2 福岡市景観デザインガイドライン策定の目的	02
	3 福岡市景観デザインガイドラインの使い方	04
第2章	福岡市における景観づくりの考え方	07
	1 福岡市が目指す景観	07
	2 地域特性を活かした景観形成方針	08
第3章	届出制度等・届出等の手続きについて	09
	1 届出の流れ	09
	2 届出が必要な区域（景観計画区域）	10
	3 届出対象行為（特定届出対象行為）、 届出の適用除外とする管理行為等	12
	4 建築物の新築等の届出対象行為の解説	15
	5 工作物の届出対象行為の解説	17
第4章	景観計画に定める行為の制限	18
	1 本章の構成	18
	2 行為の制限の基準及び解説	20
	(1) 全ゾーン（市全域）にかかる行為の制限	
	(2) ゾーンごとの行為の制限	
第5章	提出書類等の様式・記入方法について	48
	1 手続きの流れ	48
	2 提出書類及び様式・記入方法	49
第6章	都市景観アドバイザー制度について	64
	1 福岡市都市景観アドバイザーに意見聴取する 対象施設の考え方	64
	2 アドバイザー会議に向けた流れ	65
コラム	① 風景の歴史アーカイブ	06
	② 福岡市都市景観賞 受賞作品の紹介	43

第1章

福岡市景観デザイン ガイドラインとは



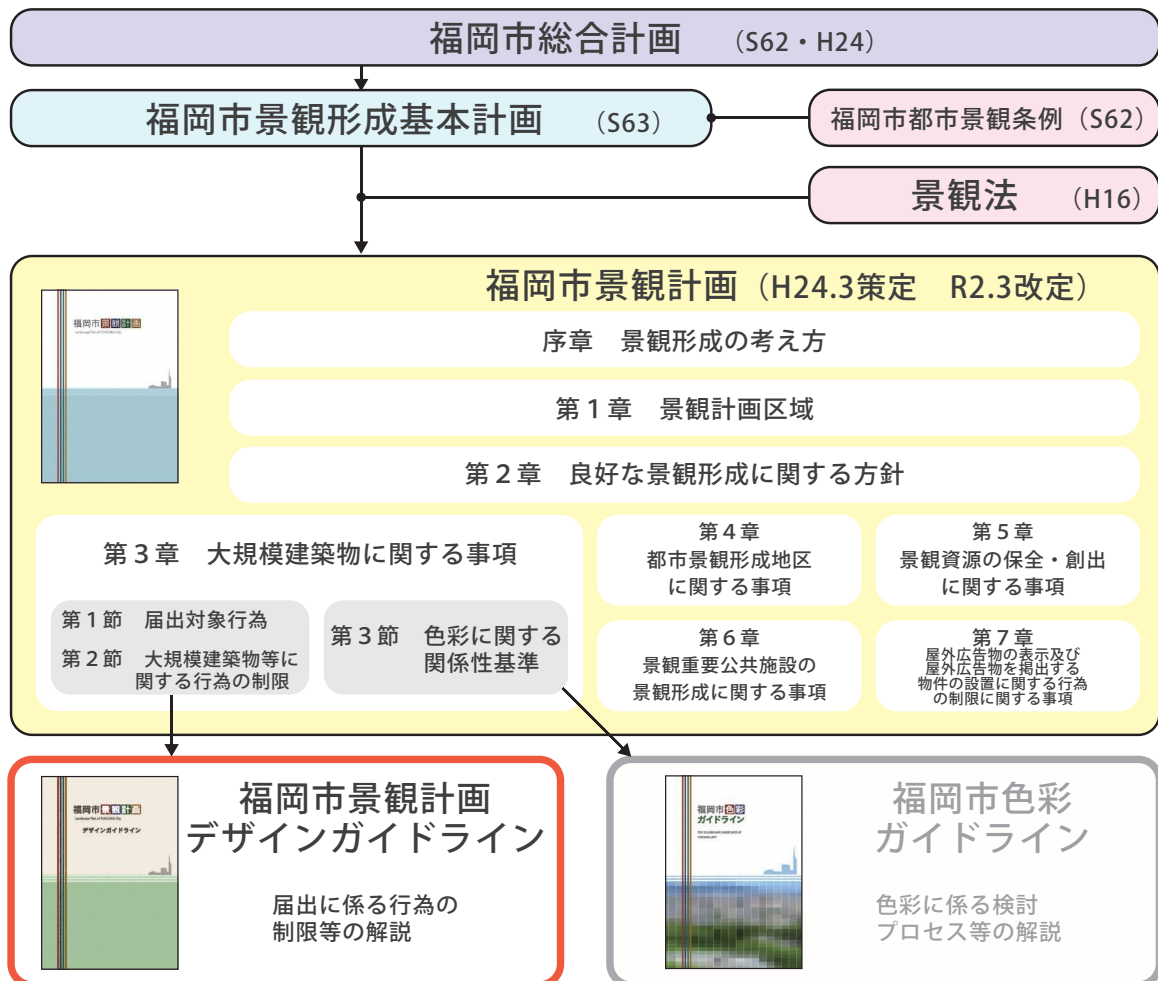
第1節 はじめに

福岡市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちづくりと市民文化の向上に資するため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観形成基本計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと都市景観形成地区の指定や都市景観賞などの各種施策を展開してきました。

また、平成24年3月には、福岡市の景観形成の目標像や基本方針を明確にするとともに、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実と届出に基づく景観誘導の実効性を確保するために、景観法に基づく「福岡市景観計画」（以下「景観計画」という）を策定しました。

本ガイドラインは、景観計画の第3章第1、2節について分かり易く解説する手引書としてまとめたものです。

本ガイドラインを一助として、皆様との共働の取り組みが、将来にわたって福岡らしい風格のある美しいまちなみの創造に、また、市民ひとりひとりの生活の質の向上や、更には都市の成長につながるように、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

「福岡市景観形成基本計画」に定められた景観形成の理念や方針に基づき、その具体的な計画の考え方や取り組み方法等を、市民、事業者の方々に広く共有するため、本ガイドラインを策定します。

■景観形成の理念

1 都市景観は、市民の共有財産である

良好な景観は、市民の暮らしに安らぎや潤いを与えると同時に、都市の魅力を発信し観光客などを呼び込む資源となる「市民の共有財産」です。

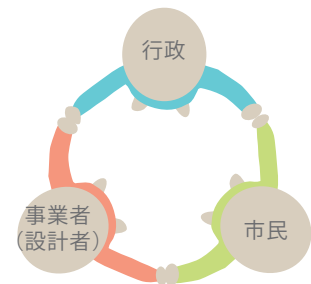
ひとつひとつの建築物や構造物は、市民の皆さまひとりひとりの所有物であると同時に、市民の共有財産である景観を形成する重要な要素であることを理解し、継続的に景観形成に取り組む必要があります。



2 市民参加による都市景観の形成

まちづくりは、市民、事業者・設計者、行政などの多様な担い手により進められることから、担い手が景観に対して共通の認識を持ち、共働して取り組んでいくことが重要です。

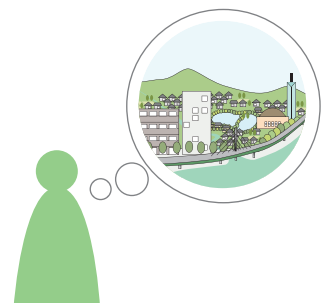
多様な計画がなされる中で、まちなみ全体の調和を図るため、市民参加による良好な景観形成に向けたルールづくりを行い、適切にコントロールする必要があります。



3 長期的な視点をもつ

建築物等につくられてから50～100年の長い間、市民の目に触れ、景観を形成するものです。そのため、短期的な目的や流行に左右されることなく、50年後、100年後のまちの姿を想像しながら、長期的な視点で計画することが重要です。

また、まちの魅力を高めるものとして歴史的で風情ある景観は、古くから守り育てられ、いまにその姿を残しています。このため、新たにつくられる建築物等については、既存の景観を損ねることのないよう、慎重に検討する必要があります。



4 地域性、個性を活かす

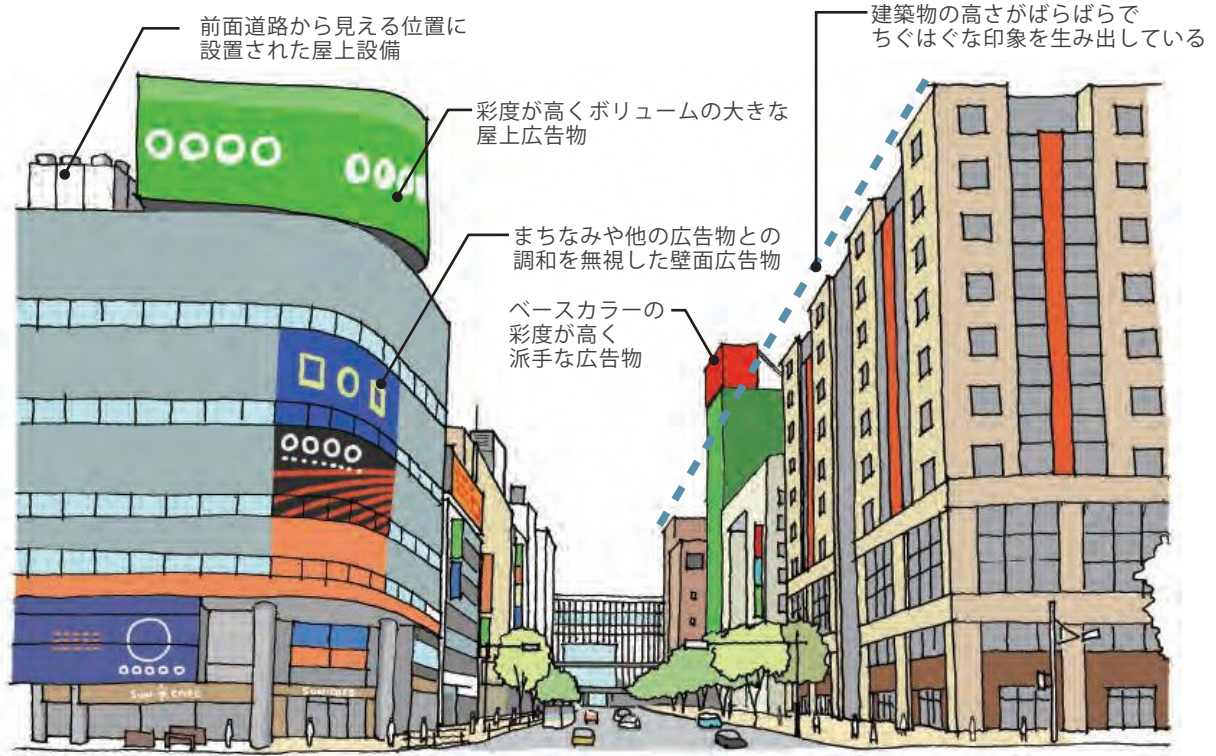
天神・博多エリアなどの都心ゾーンでは、高いビルやきらびやかな照明によりまちの賑わいが形成されていますが、青い海が広がる海浜ゾーンや、田園風景の広がる山の辺・田園ゾーンに、高層ビルや巨大な広告が設置されると、豊かな自然景観が阻害されてしまいます。

このように場所によってふさわしいデザインは違うため、その場所に合った計画を行い、地域性やまちの個性を最大限に生かす景観形成を行っていく必要があります。

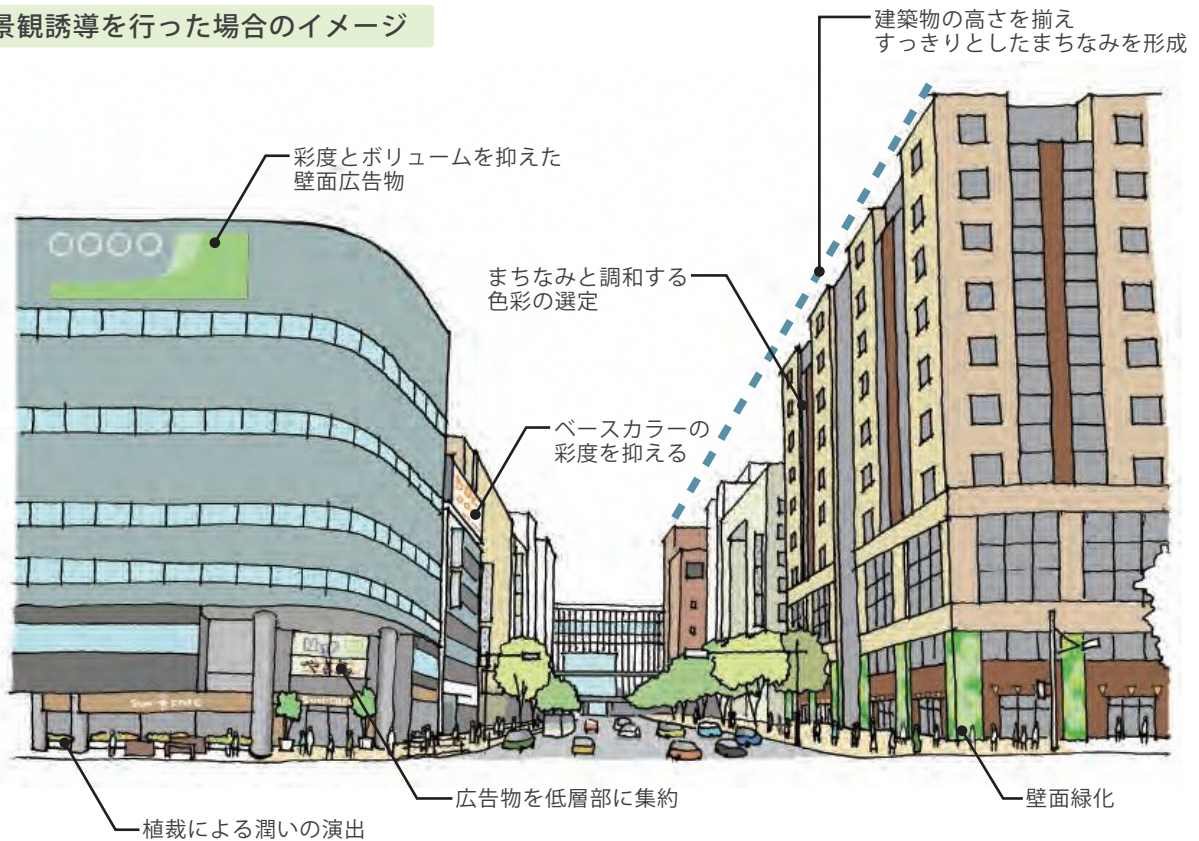


■ 景観誘導の考え方

景観誘導を行わなかった場合のイメージ



景観誘導を行った場合のイメージ

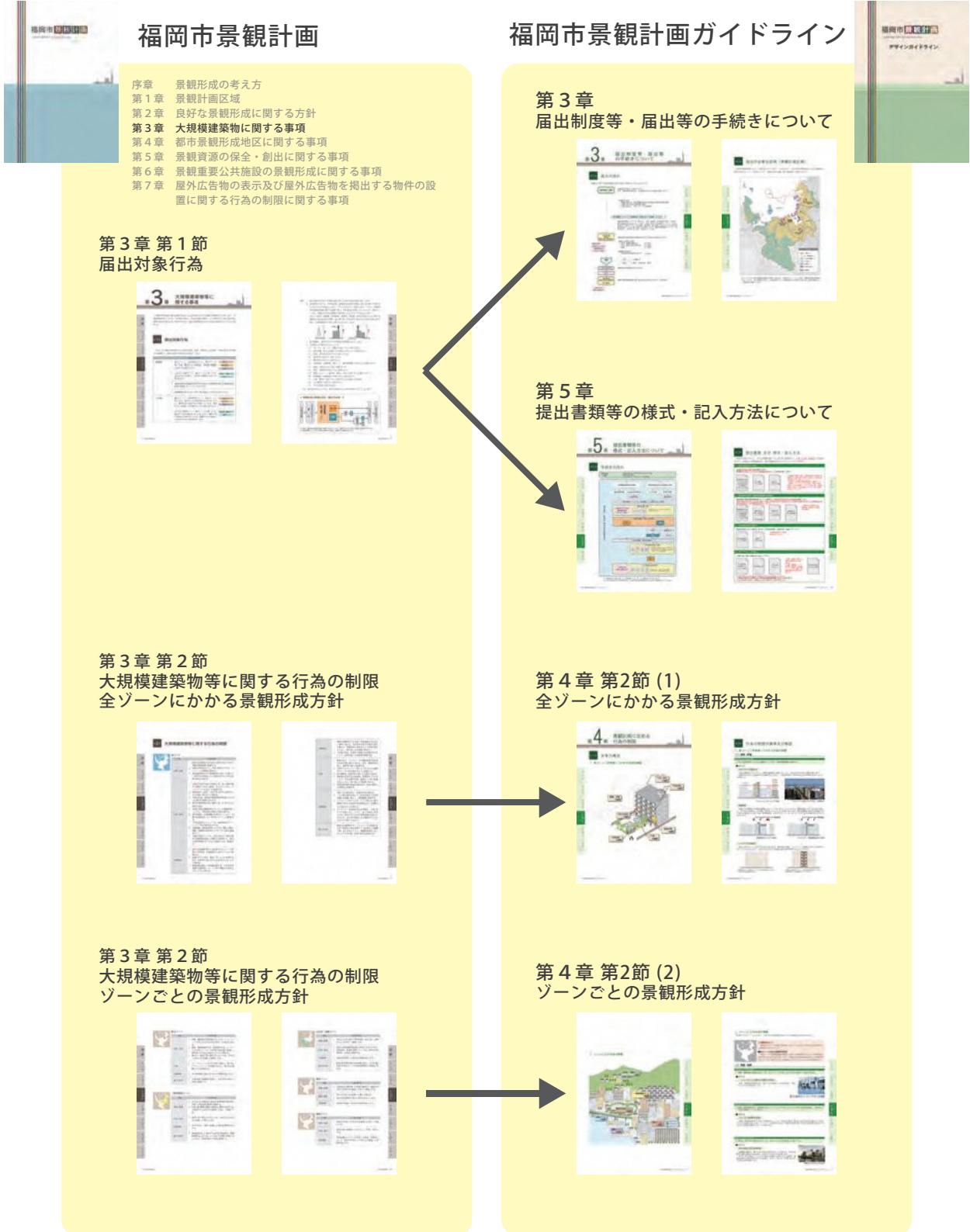


第3節

福岡市景観デザインガイドラインの使い方

本ガイドラインでは以下のとおり、「福岡市景観計画」の第3章について解説を行います。

本冊子



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

福岡市景観計画における用語解説

都市景観の形成

福岡らしさを活かした都市景観の保全、創造及び育成をいう。

建築物等

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物（以下「建築物」という）及び工作物（建築物を除く以下同じ）で規則で定めるものをいう。

広告物

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物及びこれに類するものとして規則で定めたものをいう。

高さ

最低地盤面（建築物又は工作物が周囲の地面と接する最低の高さにおける水平面をいう。）からの高さをいう。この場合において、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、建築物又は工作物の高さに算入する。

延べ面積

建築基準法施行令第 2 条第 3 号に規定する「床面積」の合計。

新築

建築物等のない土地に、新たに建築物等を建築すること。

増築

既存建築物等に建て増しをする、又は既存建築物等のある敷地に新たに建築すること。

改築

建築物等の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物等又は建築物等の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。

移転

同一敷地内で建築物等を移動すること。別敷地へ移す場合は、移転先の敷地に対して新築又は増築となる。

修繕

建築物等の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。

模様替

建築物等の構造・規模・性能の同一性を損なわない範囲で改造し、原状回復を目的とせずに性能の向上を図ること。

風景の歴史アーカイブ

2019年に福岡市は市制施行130年を迎えます。この130年の間に街の様子は変化し続けてきました。最近10年間をみると、博多駅のリニューアル・駅前の再開発、アイランドシティや伊都区画整理地区の開発など、景観に大きな影響を与えるまちの変化がありました。

福岡市の景観は、建築物や道路、オープンスペース、農地、そして背景となる豊かな自然環境など様々な要素が重なり合って形づくられています。こうした構成要素の変化するサイクルは多様であり、建物は30年から50年、樹木はさらに長い年月をかけて変化、成長し、時間の経過とともに今とは異なる風景が創られていきます。つまり、今私たちの周りにある景観は、それほど遠くない先代の市民が種をまき育ててきた景観であり、私たちは数十年後の福岡に住む世代の人たちに、福岡市の誇るべき景観のバトンを渡していく必要があるといえます。

景観は、そこに住む人、そして来訪する人たちが創り出すもので、まち全体の豊かさを表す一つのバロメーターと言えます。先代がつくった良好な景観を守り、更に高めていくことで、一緒に福岡市の豊かな未来のかたちをつくっていきましょう。

天神



昭和30年代

天神交差点（海側）より※1



昭和60年代

天神コアより※2



現在（平成29年）

ミーナ天神より

中洲・川端



大正期

福岡ホテル（現在の玉屋付近）より川端遠望※3



昭和60年代

西大橋※2



現在（平成29年）

西大橋

呉服町界限



大正期

土居町※3



昭和60年代

呉服町交差点より御笠川方面を眺める※2



現在（平成29年）

呉服町交差点より御笠川方面を眺める

博多駅



昭和30年代

博多駅※3



昭和40年代

博多駅（博多井筒屋出店前）※3



現在（平成29年）

博多駅（JR博多シティ）